

◎福島市公設地方卸売市場

○遵守事項及び遵守事項が定められた理由

No.	項目	内容	定めた理由
1	取扱品目	<p>・市場の取扱品目は以下のとおりとする。</p> <p>一 青果部 野菜、果実及びこれらの加工品、鳥卵並びに調理冷凍加工品、その他市長が認めるもの</p> <p>二 水産物部 生鮮水産物及びその加工品、鳥卵並びに調理冷凍加工品、その他市長が認めるもの</p> <p>三 花き部 花き及びその加工品並びにその他市長が認めるもの</p>	・市場の秩序維持のため
2	開場の期日	<p>・以下の日を除き、毎日開場する。</p> <p>①日曜日(1月5日及び12月27日から12月30日までの日曜日を除く。)</p> <p>②祝日並びに1月2日から1月4日及び12月31日</p>	・安定的な生鮮食料品等の流通を維持するため
3	開場の時間	<p>・市場の開場の時間は、午前0時から午後12時までとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを臨時に変更することができる。</p> <p>・卸売業者の行う卸売のための販売開始時刻及び販売終了時刻は、以下のとおり。</p> <p>青果部 販売開始時刻:午前7時 販売終了時刻:午後3時</p> <p>水産物部 販売開始時刻:午前6時 販売終了時刻:午後3時</p> <p>花き部 販売開始時刻:午前9時 販売終了時刻:午後3時</p>	・安定的な生鮮食料品等の流通を維持するため

◎福島市公設地方卸売市場

○遵守事項及び遵守事項が定められた理由

No.	項目	内容	定めた理由
4	市場関係事業者に関する承認等の手続き	<ul style="list-style-type: none"> ・卸売業者、仲卸業者、売買参加者、関連事業者及びせり人に関する各種手続き(業務の承認等を含む) ・仲卸業者は、毎事業年度の末日現在において作成した事業報告書を、その日から起算して90日を経過する日までに、市長に提出しなければならない。(卸売業者の事業報告書については共通の遵守事項として規定) 	<ul style="list-style-type: none"> ・市場における取引の専門性を考慮し、市場の秩序を維持するため ・仲卸業者の財務の状況を把握するため
5	委託物品の即日販売等	<ul style="list-style-type: none"> ・卸売業者は、当日の販売開始時刻までに受領した委託物品は、その日のうちに卸売しなければならない。ただし、委託者の指示又は市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 ・市長は、必要があると認めるときは、貯蔵品の卸売を勧告することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公正公平な取引を維持するため
6	売買取引の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・卸売業者が市場内において行う卸売は、現品又は見本によって行わなければならない。ただし、これと異なる取引慣習があるときは、銘柄によることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公正公平な取引を維持するため
7	物品の下見	<ul style="list-style-type: none"> ・卸売業者は、せり売又は入札の方法により卸売をする場合には、その販売開始時刻前に、仲卸業者及び売買参加者が当該物品の下見が十分できるよう卸売場に配列しなければならない。 ・仲卸業者及び売買参加者は、現品又は見本の下見を行い、取引の適正化に努めなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公正公平な取引を維持するため

◎福島市公設地方卸売市場

○遵守事項及び遵守事項が定められた理由

No.	項目	内容	定めた理由
8	せり売の方法	<p>・せり人は、せり売をしようとする物品について、品目、産地、出荷者、荷印、等級、数量その他必要な事項を呼び上げ、又は表示した後でなければ開始することができない。ただし、規格が統一され数量がまとまっている荷口の物品で、効率的な取引の確保を図るため、市長が必要と認めるときは、市長が定める方法によることができる。</p>	<p>・市場の秩序維持のため</p>
9	入札の方法	<p>・入札は、卸売業者が入札しようとする物品について、品目、産地、出荷者、荷印、等級、数量その他必要な事項を表示し、又は呼び上げた後、入札に参加する者(以下「入札者」という。)に対し、入札票に、入札者の番号、入札金額その他必要な事項を、記載させて行わなければならない。</p> <p>・開札は、入札終了後直ちに、行わなければならない。</p> <p>・入札者のうち、最高価格の入札をした者を、落札者とする。</p>	<p>・市場の秩序維持のため</p>
10	入札の無効	<p>・次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。</p> <p>一 入札者が誰であるか確認し難いとき。</p> <p>二 入札金額その他必要な記載事項が不明なとき。</p> <p>三 同一人が二通以上の入札書により入札したとき。</p> <p>四 入札に際し不正又は不当な行為があったとき。</p> <p>五 条例又はこの規則若しくはこれらに基づく指示に違反したとき。</p> <p>・卸売業者は、前項の規定により入札が無効となった場合には、開札の際、その理由を明示し、当該入札が無効な旨を告知するとともに、再入札をしなければならない。</p>	<p>・公正な取引環境を確保するため、規定を継続</p>

◎福島市公設地方卸売市場

○遵守事項及び遵守事項が定められた理由

No.	項目	内容	定めた理由
11	異議の申立て	<ul style="list-style-type: none"> ・せり売又は入札に参加した者がそのせり落し又は落札の決定について、異議があるときは、直ちに、その旨を市長に申し立てることができる。 ・前項の規定による異議の申立ては、せり落し又は落札後、直ちに行わなければならない。 ・市長は、第一項の規定による異議の申立てについて、正当な理由があると認めるときは、せり直し又は再入札を命ずることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公正公平な取引を維持するため
12	販売開始時刻前の卸売	<p>卸売業者は、販売開始時刻前に卸売をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、販売開始時刻前に卸売をすることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 やむを得ない理由により開始時刻前に卸売をする場合 二 残品を生じる恐れがある場合等 三 相対取引により卸売をする場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・公正公平な取引を維持するため
13	受託拒否の禁止	<p>卸売業者は、取扱品目の部類に属する物品について、市場内における卸売のための販売の委託の申込みがあった場合には、正当な理由なくその引受けを拒んではならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公正公平な取引を維持するため
14	卸売の相手方の制限 (第三者販売)	<ul style="list-style-type: none"> ・卸売業者は、市場内における卸売の業務については、仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して販売をしてはならない。 ・ただし、仲卸業者及び売買参加者の買受けを不当に制限することにならないとき等はこの限りではない。 ・仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して販売した卸売業者は、市長に届け出なければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・卸売業者、仲卸業者の役割分担を明確にし、市場の秩序を維持するため

◎福島市公設地方卸売市場

○遵守事項及び遵守事項が定められた理由

No.	項目	内容	定めた理由
15	受託契約約款	<p>・卸売業者は、市場内における卸売のための販売の委託の引受けについて、受託契約約款を定めることができる。</p> <p>・卸売業者は、受託契約約款を定めたとき、又は変更したときは、30日以内に市長に届け出るとともに関係者に十分周知しなければならない。</p>	<p>・取引の実態を把握するため</p> <p>・公正公平な取引を維持するため</p>
16	販売前における委託物品の検収	<p>・卸売業者は、卸売のための販売の委託を引き受けた物品を受領したときは、委託者に対して直ちにその物品の品目、数量、等級、品質及び受領日時等を記載した物品受領通知書により、その旨を通知しなければならない。ただし、受領の日の翌日までに売買仕切書を送付するときは、この限りでない。</p> <p>・卸売業者は、委託物品の受領に当たっては、検収を確実にを行い、委託物品の品目、数量、等級及び品質等について異状を認めるときは、その結果を物品受領通知書又は売買仕切書に付記しなければならない。ただし、委託物品の受領に委託者又はその代理人が立ち会ってその了承を得られたときは、この限りでない。</p> <p>・電子商取引に係る委託物品の受領に当たっては、卸売業者又は委託者から当該物品の引渡しを受ける者のうち卸売業者から当該物品の検収を行うよう委託を受けた者が検収を確実にを行い、当該物品の委託物品の種類、数量、等級及び品質等について異状を認めるときは、その結果を物品受領通知書又は売買仕切書に付記しなければならない。</p> <p>・卸売業者は、委託物品の異状については、委託者又はその代理人が立会い、了承を得られた合を除き、速やかに委託者へ連絡しなければならない。</p>	<p>・市場の秩序維持のため</p>

◎福島市公設地方卸売市場

○遵守事項及び遵守事項が定められた理由

No.	項目	内容	定めた理由
17	卸売をした物品の相手方の明示および引き取り	<ul style="list-style-type: none"> ・卸売業者は、卸売をした物品を買い受けた仲卸業者又は売買参加者が明らかになるよう当該物品に措置しなければならない。 ・仲卸業者及び売買参加者は、卸売業者から卸売を受けた物品を速やかに引き取らなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市場の秩序維持のため
18	卸売業者の届出事項	<ul style="list-style-type: none"> ・卸売業者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。 一 仲卸業者及び売買参加者が、買い受けた物品の代金の支払を怠ったとき。 二 行政処分を受け、又はその他の理由で卸売の業務の全部若しくは一部を行うことができなくなったとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市場の秩序維持のため
19	仲卸業者の業務の規制	<ul style="list-style-type: none"> ・仲卸業者は、市場内においては、取扱品目の部類に属する生鮮食料品等について販売の委託の引受けをしてはならない。 ・仲卸業者は、市場内においては、取扱品目の部類に属する生鮮食料品等を市場の卸売業者以外の者から買い入れて販売してはならない。ただし、取扱品目の部類に属する生鮮食料品等であって市場の卸売業者から買い入れることが困難なときは、この限りでない。 ・卸売業者以外の者から買入をした仲卸業者は、その旨を市長に届け出なければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・卸売業者、仲卸業者の役割分担を明確にし、市場の秩序を維持するため

◎福島市公設地方卸売市場

○遵守事項及び遵守事項が定められた理由

No.	項目	内容	定めた理由
20	売買取引の制限	<ul style="list-style-type: none"> ・せり売又は入札の方法による卸売の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、その売買を差し止め、又はせり直し、若しくは再入札を命ずることができる。 <ul style="list-style-type: none"> 一 談合その他不正な行為があると認めるとき。 二 不当な値段を生じたとき、又は生ずるおそれがあると認めるとき。 ・卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は買出人が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、売買を差し止めることができる。 <ul style="list-style-type: none"> 一 売買について不正又は不当な行為があると認めるとき。 二 買い受けた物品の代金の支払を怠ったとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公正公平な取引を維持するため
21	衛生上有害な物品の売買禁止	<ul style="list-style-type: none"> ・市長は、衛生上有害な物品が市場内に搬入されないように努めるものとする。 ・衛生上有害な物品は、市場内において売買し、又は売買の目的をもって所持してはならない。 ・市長は、衛生上有害な物品の売買を差し止め、又は撤去を命ずることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市場における安心、安全を確保するため
22	委託者不明物品の処置	<ul style="list-style-type: none"> ・卸売業者は、委託者の判明しない委託物品があるときは、直ちに、その旨を市長に報告し、その確認を受けなければならない。 ・卸売業者は、前項の確認を受けた後、その物品を販売することができる。 ・市長は、委託者の判明しない委託物品を確認したときは、利害関係者の請求により、これに関する証明書を交付する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公正公平な取引を維持するため

◎福島市公設地方卸売市場

○遵守事項及び遵守事項が定められた理由

No.	項目	内容	定めた理由
23	販売原票等の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・卸売業者は、売買契約が成立したときは、直ちに、販売原票を作成しなければならない。 ・卸売業者は、販売原票に基づき売渡票を作成し、仲卸業者又は売買参加者に交付しなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公正公平な取引を維持するため
24	卸売業者が卸売をすることができない場合の措置	<ul style="list-style-type: none"> ・卸売業者は、その資格を失ったとき、業務を停止されたとき、又は売買を差し止められたときは、遅滞なく、未販売の委託物品についてその品目、数量、委託者その他受託に関する事項を、市長に報告しなければならない。 ・市長は、自ら卸売の業務を行う場合には、卸売業者が届け出たせり人を、臨時に使用することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・安定的な生鮮食料品等の流通を維持するため
25	卸売予定数量等の報告	<ul style="list-style-type: none"> ・卸売業者は、主要な品目の卸売予定数量、卸売結果を市長に報告しなければならない。 ・卸売業者は、毎月10日までに前月の卸売結果を市長に報告しなければならない 	<ul style="list-style-type: none"> ・取引の実態を把握するため
26	委託手数料の率	<p>卸売業者は、委託手数料の率を定めるときは、あらかじめその内容を市長に届け出なければならない。当該委託手数料の率を変更しようとする場合も、同様とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市長は、卸売業者から委託手数料率の変更の届出があった場合、委託手数料の率が経営へ与える影響その他必要な事項について説明を求めることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・取引の実態を把握するため

◎福島市公設地方卸売市場

○遵守事項及び遵守事項が定められた理由

No.	項目	内容	定めた理由
27	卸売代金の変更の禁止	卸売業者は、卸売をした物品の代金の変更をしてはならない。ただし、卸売業者と卸売業者から買い受けた者が相互に了承した場合は、この限りでない。	・公正公平な取引を維持するため
28	物品の品質管理の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・卸売業者、仲卸業者その他の市場関係事業者は、食品衛生法その他の食品衛生に関する法令に即して卸売の業務に係る物品の品質管理を行わなければならない。 ・市長は、卸売の業務に係る物品の品質管理の方法として、特に必要があると認めるときは、品質管理に関する事項を定めなければならない。 	・市場における安心、安全を確保するため